

平成 1 8 年度

中山間地域等直接支払制度の実施状況

平成 1 9 年 8 月

京都府農村振興課

目 次

中山間地域等直接支払制度実施状況の公表
(平成19年6月29日 京都府ホームページにて公表)

市町村別取組実績一覧表

制度の実施状況

- 1 制度の実施状況
 - (1) 実施市町村数
 - ア 基本方針策定市町村数
 - イ 交付市町村数
 - (2) 協定数
 - ア 集落協定
 - イ 個別協定
 - (3) 交付面積
 - ア 加算単価面積
 - イ 地目別の交付面積
 - (4) 交付総額
 - (5) 協定活動の動向
 - ア 集落協定の概要
 - イ 集落協定の活動内容
 - (ア) 農業生産活動等として取り組むべき事項
 - 1) 耕作放棄の防止等の活動
 - 2) 多面的機能を増進する活動
 - 3) 集落マスタープランの内容
 - (イ) 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項
 - 1) 農用地等保全マップの内容
 - 2) 地域の実情に即した農業生産活動等の継続に向けた活動
 - ウ 交付金の配分割合
 - (ア) 共同取組活動の交付金の使途
 - (イ) 共同取組活動のうち積立・繰越の内訳

地域の取組の紹介

(京都府ホームページにて紹介中)

中山間地域等直接支払制度の実施状況（平成18年度）

中山間地域等直接支払制度は、耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、多面的機能の維持・増進を一層図るため、自立的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に向けた前向きな取組を推進する観点から実施されている。

平成17年度に、過去5年間の実施状況を踏まえて制度の仕組みが一部改正され、新たな対策として、平成21年度までの5年間の取組が実施されている。

1 制度の実施状況（平成18年度）

京都府の平成18年度末時点の実施状況は以下のとおりである。

なお、参考に用いる全国値については、交付総面積に占める草地の割合が高い北海道（全協定の87.4%が草地）を除いた都府県計の数値を使用する。

（1）実施市町村数

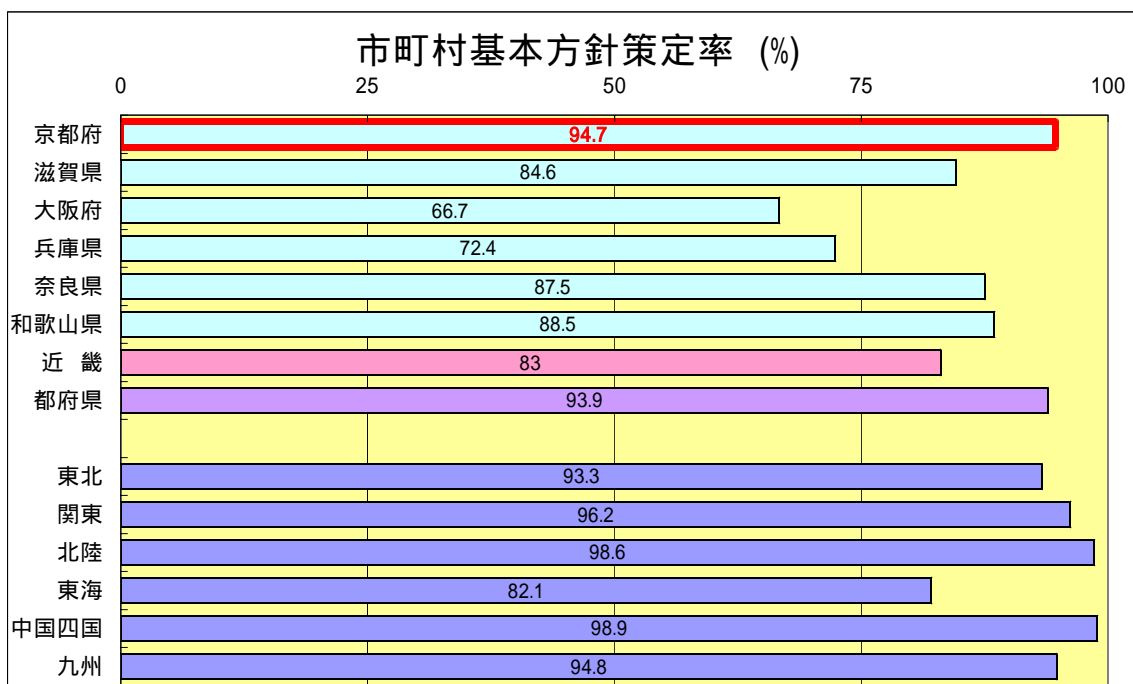
基本方針策定市町村数及び交付市町村数

都府県等	市町村数	対象市町村数	基本方針策定市町村数		交付市町村数		（参考）平成17年度	
				/		/	基本方針策定市町村数	交付市町村数
京都府	26	19	18	94.7%	16	84.2%	18	16
滋賀県	26	13	11	84.6%	10	76.9%	11	10
大阪府	43	3	2	66.7%	1	33.3%	2	1
兵庫県	41	29	21	72.4%	21	72.4%	21	20
奈良県	39	16	14	87.5%	14	87.5%	14	14
和歌山県	30	26	23	88.5%	23	88.5%	23	23
近畿	205	106	88	83.0%	85	80.2%	87	84
都府県	1,624	1,022	960	93.9%	943	92.3%	966	944
東北	231	195	182	93.3%	182	93.3%	183	182
関東	469	211	203	96.2%	195	92.4%	205	195
北陸	86	71	70	98.6%	70	98.6%	70	70
東海	134	56	46	82.1%	46	82.1%	44	44
中国四国	208	181	179	98.9%	175	96.7%	181	176
九州	257	193	183	94.8%	181	93.8%	187	184

ア 基本方針策定市町村数

中山間地域等直接支払制度に取り組むうえで基礎となる中山間地域等直接支払市町村基本方針（以下「基本方針」という。）を策定した市町村数は 18 市町村である。

井手町では、対象農地が少ない（約 4 ha）中で、協定締結の見込みがないことから基本方針策定を見送っている。



イ 交付市町村数

交付金を交付した市町村数は 16 市町村であり、対象農用地基準を満たす農用地を有する市町村の 84.2 % である。

交付金交付に至らなかった市町村数は 3 市町村で、宇治市、井手町、笠置町である。（宇治市、井手町は、府特認地域）いずれの市町村も制度の対象となる集落は、1～4 程度しかなく、対象面積も 10 ヘクタール未満と小さい中で、集落協定の締結に至っていない状況である。

(2) 協定数

平成 18 年度の協定数は 500 協定である。（都府県協定数の 1.8 %）

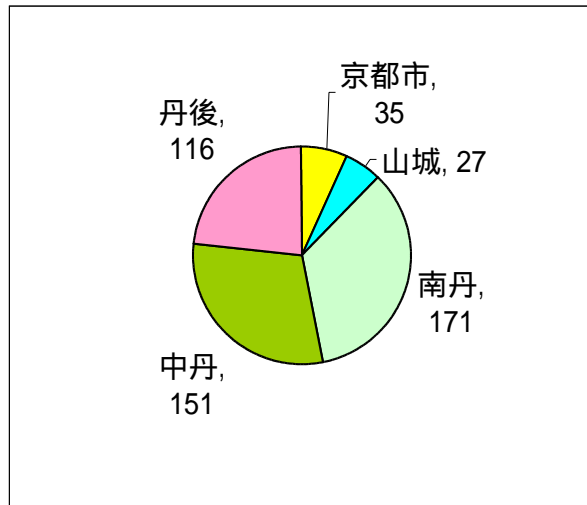
最も協定数が多い市町村は、南丹市(82 協定)である。次いで京丹波町(72 協定)、福知山市(64 協定)と続く。この上位 3 市町は、いずれも平成 17 年に協定を締結した以降に市町村合併したものである。

平成 17 年度の協定数は 474 協定と比較して、26 協定増加した。

増加数が多いのは京丹波町で、15 協定増加した。これは、市町村合併に伴い、全域が過疎指定され、それまで制度の対象とならなかった旧丹波町域において新たに取り組みが進んだことによる。

その他、市町村の支援等により新たな協定が締結され、協定数が増加した。

京都府の地域別協定数



協定別の協定数

都道府県	協定数	集落協定			個別協定			(参考)
		基礎単価	体制整備単価	基礎単価	体制整備単価	平成17年度協定数		
京都府	500	498	239	259	2	-	2	474
滋賀県	100	100	59	41	-	-	-	87
大阪府	2	2	2	0	-	-	-	2
兵庫県	590	589	381	208	1	-	1	579
奈良県	385	385	232	153	-	-	-	381
和歌山県	662	656	480	176	6	2	4	661
近畿	2,239	2,230	1,393	837	9	2	7	2,184
都府県	28,108	27,667	14,976	12,691	441	92	349	27,460
東北	4,686	4,561	2,094	2,467	125	40	85	4,495
関東	3,029	2,983	1,868	1,115	46	6	40	2,982
北陸	2,052	2,035	793	1,242	17	1	16	2,017
東海	1,408	1,394	895	499	14	1	13	1,366
中国四国	8,917	8,754	4,888	3,866	163	20	143	8,733
九州	5,767	5,701	3,044	2,657	66	22	44	5,673

集落協定とは、対象農用地において農業生産活動等を行う複数の農業者等が締結する協定。
 個別協定とは、認定農業者等が農用地の所有権等を有する者との間において利用権の設定等や農作業受委託契約に基づく締結する協定。

基礎単価とは、適正な農業生産活動等に取り組む場合の単価。
 体制整備単価とは、適正な農業生産活動に加え、機械・農作業の共同化等の体制整備に取り組む場合の単価。

ア 集落協定

平成 18 年度の集落協定数は 498 協定である。

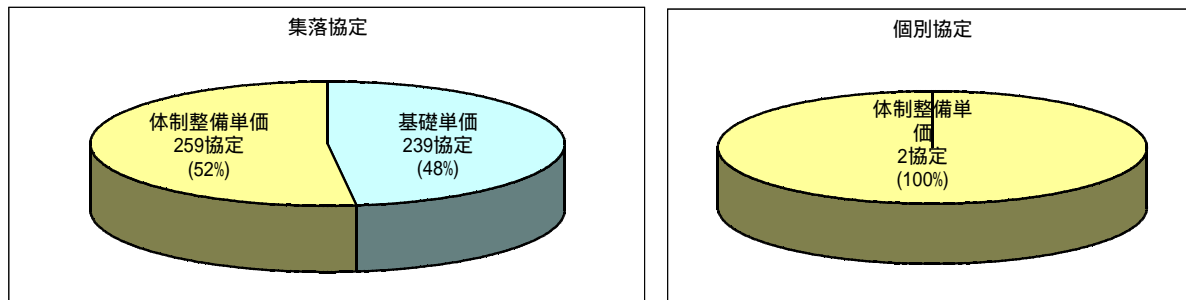
また、集落協定のうち体制整備単価に取り組んだ協定は 259 協定であり、集落協定に占める割合は 52.0 % (都府県 45.9%、近畿 37.5%) となり、都府県平均を上回り、近畿では最も高い割合となっている。

イ 個別協定

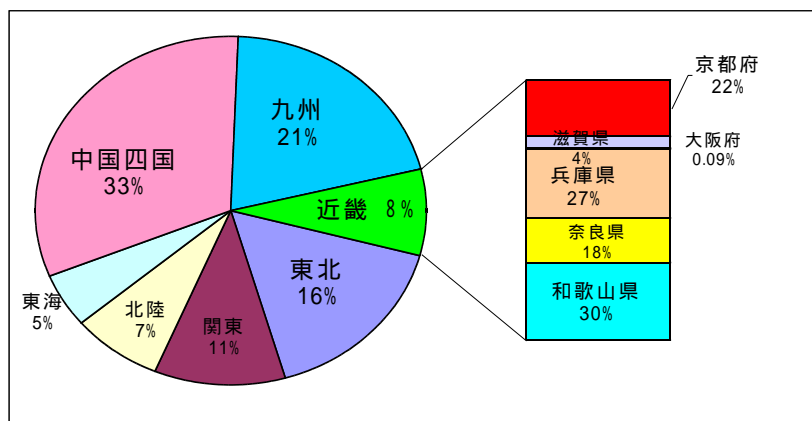
平成 18 年度の個別協定数は 2 協定（都府県 441 協定）となっている。

また、協定数に占める個別協定の割合は 0.4% であるが、都府県平均でも 1.7% と低い割合となっている。

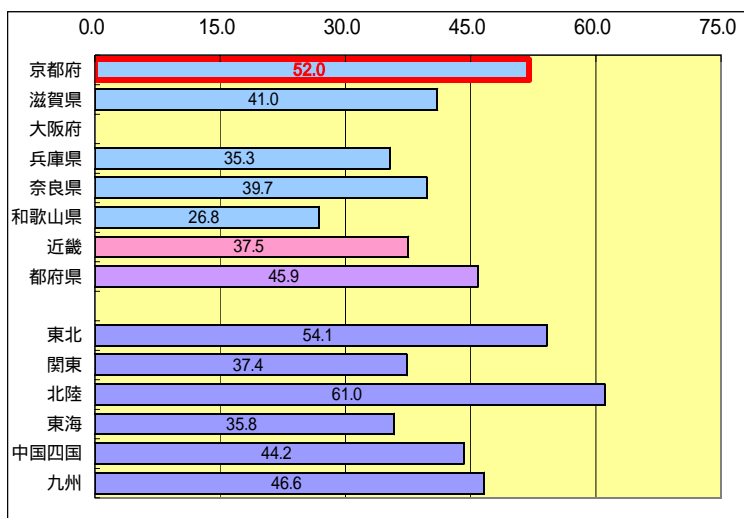
京都府の単価別協定数の割合



集落協定の割合（全国及び近畿）



集落協定に占める体制整備単価の割合（%）



(3) 交付面積

平成 18 年度に交付金が交付された面積（以下「交付面積」という。）は、5,116ha で、対象農用地に占める割合は約 8 割(都府県平均 75%)となっている。

また、交付面積は、府内農振農用地の約 2 割に当たる。

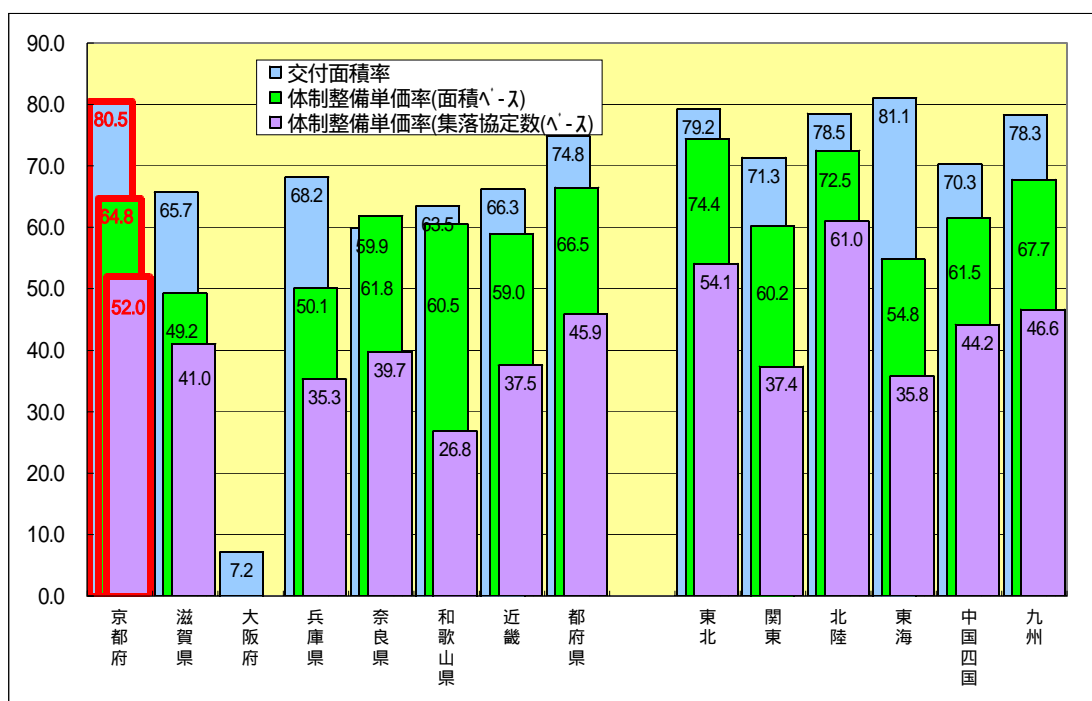
交付面積のうち、体制整備単価による交付面積は 3,315ha で、全体の 65 %を占めている。協定数の割合は 52 %の体制整備単価協定が、65 %の面積を占めていることから、協定規模の大きい協定で体制整備単価を採用している割合が高いと考えられる。

交付面積

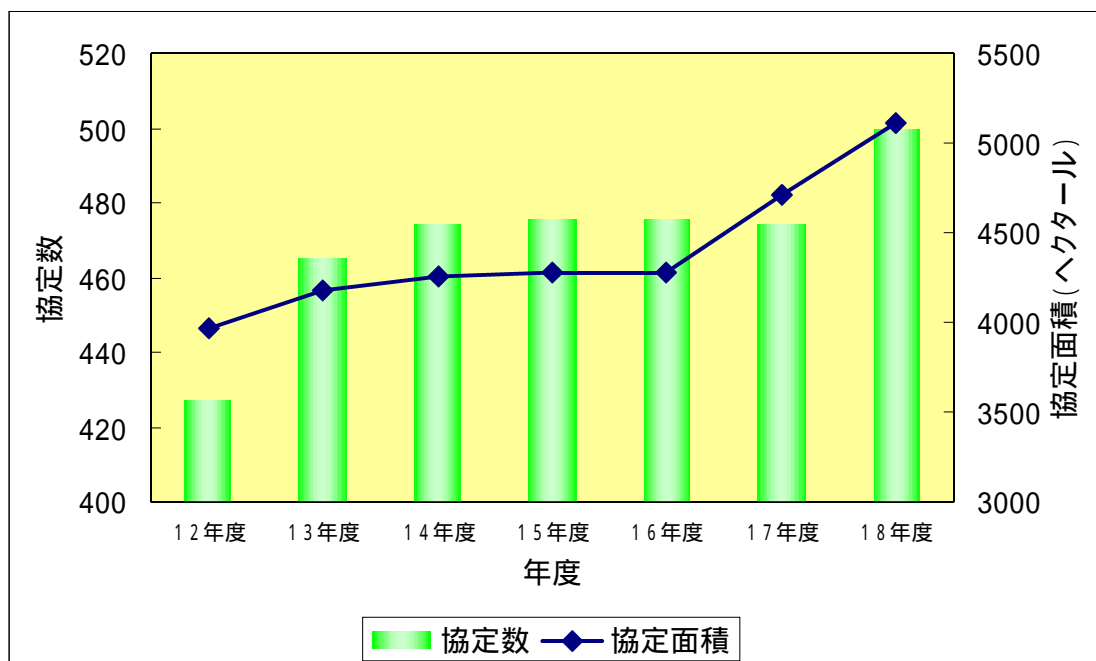
(単位 ha, %)

都道府県	交付面積 +	基礎単価	体制整備単価	対象農用地面積	交付面積率	(参考)平成17年度		
						交付面積	対象農用地面積	交付面積率
京都府	5,116	1,801	3,315	6,352	80.5	4,707	5,687	82.8%
滋賀県	1,444	732	711	2,199	65.7	1,225	2,137	57.3%
大阪府	25	25	0	344	7.2	25	344	7.3%
兵庫県	4,654	2,322	2,332	6,826	68.2	4,549	6,598	68.9%
奈良県	2,828	1,079	1,749	4,721	59.9	3,239	4,673	69.3%
和歌山県	11,975	4,730	7,245	18,857	63.5	11,812	18,716	63.1%
近畿	26,041	10,689	15,353	39,300	66.3	25,557	38,155	67.0%
都府県	338,954	113,646	225,308	452,912	74.8	329,161	451,185	73.0%
東北	70,939	18,171	52,768	89,516	79.2	66,327	86,102	77.0%
関東	24,659	9,806	14,853	34,566	71.3	24,201	34,068	71.0%
北陸	26,479	7,279	19,200	33,726	78.5	26,157	33,564	77.9%
東海	11,516	5,207	6,309	14,208	81.1	11,109	13,520	82.2%
中国四国	94,310	36,316	57,994	134,139	70.3	92,251	133,356	69.2%
九州	81,114	26,174	54,939	103,562	78.3	79,835	108,518	73.6%

交付面積率及び体制整備単価率（%）



(参考) 京都府の協定数及び協定面積の推移



ア 加算単価面積

担い手等への農作業の受委託や法人の設立等、より積極的な取組を行う場合において、別途交付単価に加算される面積(加算単価面積)は、規模拡大加算 15ha、土地利用調整加算 151ha、耕作放棄地復旧加算 2ha、法人設立加算(特定農業法人)73ha、法人設立加算(農業生産法人)32haである。

加算単価面積

(単位:件数、ha)

都道府県	規模拡大加算		土地利用調整加算		耕作放棄地復旧加算		法人設立加算			
	協定数	面積	協定数	面積	協定数	面積	特定農業法人 協定数	特定農業法人 面積	農業生産法人 協定数	農業生産法人 面積
京都府	11	15	9	151	2	2	6	73	1	32
滋賀県	-	-	-	-	-	-	-	-	2	30
大阪府	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
兵庫県	2	3	5	96	-	-	-	-	2	41
奈良県	-	-	-	-	1	0	-	-	-	-
和歌山県	2	1	-	-	1	0	-	-	-	-
近畿 都府県	15	19	14	247	4	3	6	73	5	104
都府県	421	1,093	169	3,113	113	89	126	3,399	111	2,839
東北	106	131	17	547	24	19	8	377	2	43
関東	18	7	3	66	12	8	1	35	6	195
北陸	62	114	36	421	10	5	10	347	22	524
東海	12	30	4	36	6	5	2	25	8	357
中国四国	184	753	71	1,335	42	25	76	1,870	33	734
九州	24	38	24	461	15	25	23	671	35	882

イ 地目別の交付面積

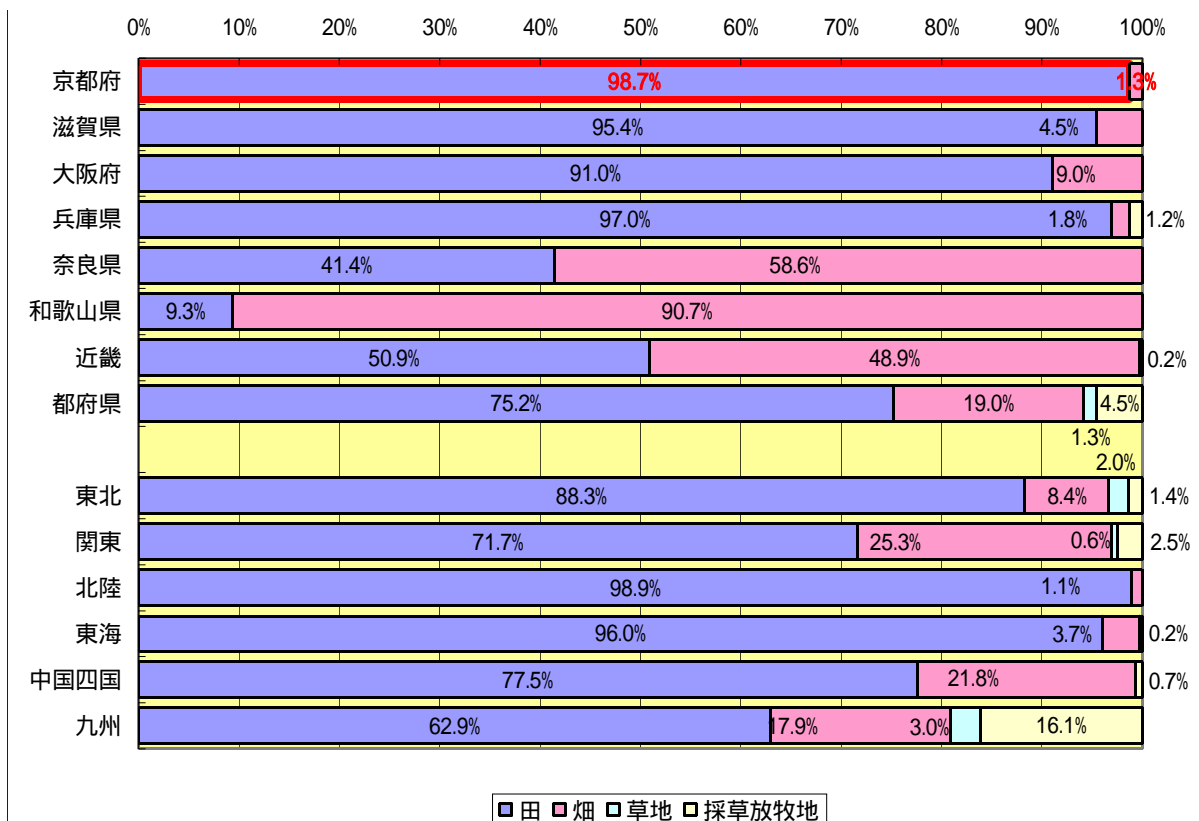
地目別の交付面積は田が 5,052ha(98.7%)、畑が 64ha(1.3%)である。
京都府においては、圧倒的に田の実施割合が大きい。

地目別交付面積

(単位:ha)

都道府県	交付面積	田		畑		草地		採草放牧地	
			割合		割合		割合		割合
			/		/		/		/
京都府	5,116	5,052	98.7%	64	1.3%	-	-	-	-
滋賀県	1,444	1,378	95.4%	65	4.5%	-	-	-	-
大阪府	25	22	91.0%	2	9.0%	-	-	-	-
兵庫県	4,654	4,513	97.0%	84	1.8%	-	-	58	1.2%
奈良県	2,828	1,172	41.4%	1,656	58.6%	-	-	-	-
和歌山県	11,975	1,118	9.3%	10,857	90.7%	-	-	-	-
近畿	26,041	13,255	50.9%	12,729	48.9%	-	-	58	0.2%
都府県	338,954	254,981	75.2%	64,334	19.0%	4,300	1.3%	15,339	4.5%
東北	70,939	62,627	88.3%	5,942	8.4%	1,405	2.0%	966	1.4%
関東	24,659	17,676	71.7%	6,227	25.3%	150	0.6%	605	2.5%
北陸	26,479	26,195	98.9%	280	1.1%	5	0.0%	-	-
東海	11,516	11,061	96.0%	421	3.7%	9	0.1%	25	0.2%
中国四国	94,310	73,115	77.5%	20,528	21.8%	45	0.0%	621	0.7%
九州	81,114	51,052	62.9%	14,558	17.9%	2,439	3.0%	13,065	16.1%

地目別交付面積割合



(4) 交付総額

平成18年度の交付金の交付総額は、6億5920万円である。

交付総額の内訳

(単位:千円)

都道府県	平成18年度			(参考) 平成17年度
		基礎単価	体制整備単価	
京都府	659,195	191,914	467,281	616,837
滋賀県	205,725	90,994	114,731	180,971
大阪府	3,984	3,984	-	4,108
兵庫県	825,806	362,164	463,642	802,817
奈良県	352,222	119,955	232,267	415,094
和歌山県	1,343,454	487,223	856,231	1,322,684
近畿	3,390,386	1,256,234	2,134,152	3,342,511
都府県	43,329,786	12,861,109	30,468,676	42,210,484
東北	8,895,740	1,829,048	7,066,692	8,507,111
関東	3,262,793	1,183,550	2,079,243	3,201,006
北陸	4,460,888	989,058	3,471,830	4,397,983
東海	1,515,192	572,156	943,036	1,472,039
中国四国	12,448,349	4,330,381	8,117,968	12,172,909
九州	9,208,502	2,700,223	6,508,279	8,974,851

(5) 協定活動の動向

ア 集落協定の概要

1 集落協定当たりの平均参加者数は29人、交付面積は、10ha、平均交付金額は、132万円であり、参加者1人当たり交付金額は4.5万円である。

近畿、都府県平均と比較して、協定規模は小さい。

集落協定の概要

(単位:人, ha, 万円)

都道府県	1協定当たりの平均			参加者一人当たり 交付金額	1市町村当たりの状況		
	参加者数	交付金交付面積	交付金額		協定数	交付金交付面積	交付金額
京都府	29	10	132	4.5	31	319	4,110
滋賀県	34	14	206	6.0	10	144	2,057
大阪府	55	12	199	3.6	2	25	398
兵庫県	21	8	140	6.7	28	222	3,931
奈良県	17	7	91	5.3	28	202	2,516
和歌山県	26	18	205	7.9	29	520	5,837
近畿	24	12	152	6.3	26	306	3,985
都府県	22	12	156	7.0	30	357	4,594
東北	23	15	193	8.4	25	380	4,838
関東	24	8	109	4.5	16	125	1,688
北陸	24	13	218	9.0	29	377	6,350
東海	24	8	108	4.5	30	248	3,269
中国四国	19	11	141	7.4	51	537	7,130
九州	23	14	161	7.0	31	447	5,076

集落協定における農用地面積別協定数をみると、5ha未満が161協定(32%)で最も多く、10ha未満で全体の3分の2を占めている。また、20ha以上は10%である。

なお、最大協定は、福知山市三岳集落協定(交付面積93.5ha)である。

集落協定における農用地面積別協定数

都道府県	計	農用地面積別協定数										
		5ha未満	5ha以上 10ha未満	10ha以上 15ha未満	15ha以上 20ha未満	20ha以上 30ha未満	30ha以上 50ha未満	50ha以上 100ha未満	100ha以上 400ha未満	400ha以上 700ha未満	700ha以上 1000ha未満	1000ha 以上
京都府	498	161 (32%)	154 (31%)	84 (17%)	45 (9%)	31 (6%)	17 (3%)	6 (1%)	-	-	-	-
滋賀県	100	26 (26%)	20 (20%)	16 (16%)	17 (17%)	11 (11%)	7 (7%)	3 (3%)	-	-	-	-
大阪府	2	-	1 (50%)	-	1 (50%)	-	-	-	-	-	-	-
兵庫県	589	319 (54%)	144 (24%)	50 (8%)	18 (3%)	31 (5%)	26 (4%)	1 (0%)	-	-	-	-
奈良県	385	225 (58%)	80 (21%)	28 (7%)	16 (4%)	16 (4%)	10 (3%)	8 (2%)	2 (1%)	-	-	-
和歌山県	656	263 (40%)	137 (21%)	64 (10%)	43 (7%)	45 (7%)	54 (8%)	36 (5%)	14 (2%)	-	-	-
近畿	2,230	994 (45%)	536 (24%)	242 (11%)	140 (6%)	134 (6%)	114 (5%)	54 (2%)	16 (1%)	-	-	-
都府県	27,667	11,125 (40%)	6,930 (25%)	3,528 (13%)	2,015 (7%)	1,957 (7%)	1,395 (5%)	588 (2%)	113 (0%)	13 (0%)	-	3 (0%)
東北	4,561	1,610 (35%)	997 (22%)	558 (12%)	355 (8%)	427 (9%)	394 (9%)	191 (4%)	24 (1%)	5 (0%)	-	-
関東	2,983	1,655 (55%)	691 (23%)	278 (9%)	139 (5%)	115 (4%)	67 (2%)	32 (1%)	6 (0%)	-	-	-
北陸	2,035	618 (30%)	532 (26%)	320 (16%)	198 (10%)	177 (9%)	134 (7%)	49 (2%)	7 (0%)	-	-	-
東海	1,394	744 (53%)	323 (23%)	149 (11%)	69 (5%)	55 (4%)	38 (3%)	13 (1%)	3 (0%)	-	-	-
中国四国	8,754	3,230 (37%)	2,518 (29%)	1,272 (15%)	658 (8%)	613 (7%)	335 (4%)	109 (1%)	17 (0%)	2 (0%)	-	-
九州	5,701	2,274 (40%)	1,332 (23%)	709 (12%)	455 (8%)	436 (8%)	312 (5%)	140 (2%)	38 (1%)	3 (0%)	-	2 (0%)

集落協定参加者は 14,616 人である。内訳をみると、対象農用地を持たない農業者と非農業者の協定への参加者数は、833 人となり、全体の約 6%を占めている。

集落協定参加者の内訳

計	農業者 (人)	うち交付 農用地を 持たない 農業者 (人)	法人			農業生産組織			その他 組織	土地改 良区	水利組合	非農業者 (人)	その他	
			農業生 産法人	特 定 農 業 法 人	その他 法人	機械・ 施設 共同 利用 組織	農 作 業 委 託 組 織	裁 培 定						
京都府	14,616	13,620 (93.2%)	492 (3.4%)	36 (0.2%)	1 (0.0%)	5 (0.0%)	86 (0.6%)	46 (0.3%)	0	131 (0.9%)	9 (0.1%)	320 (2.2%)	341 (2.3%)	21 (0.1%)
都府県	613,548	580,455 (94.9%)	12,013 (2.6%)	917 (0.1%)	258 (-)	203 (-)	995 (0.2%)	749 (0.1%)	50	1,489 (0.2%)	197 (-)	6,323 (1.0%)	19,968 (3.0%)	1,944 (0.3%)

〔新たな連携の事例〕

NPO法人との連携（舞鶴市杉山集落協定）

集落協定の取り組みを契機に、地域の取り組みが進み、NPO法人を設立し、地域の名水を活用した地酒販売を始めた。

企業との連携（京丹後市久美浜町佐野甲区集落協定）

大阪市の製薬会社の社員ボランティアと協働して、鳥獣害防止のための周辺林地の伐採木等の整理作業を実施している。

学校との連携（与謝野町石川亀山集落協定他）

協定締結を契機に、農家と小学校、PTAが連携した活動が各地で広がっている。石川亀山集落協定では、平成18年に、地域の農地でそばを栽培、収穫し、そば打ち体験を実施した。

非農家との連携（南丹市美山町上ヶ城集落協定他）

農家だけで農地・施設を守ることが困難となっている集落も多く、非農家に呼びかけて行う共同活動が進んでいる。

イ 集落協定の活動内容

(ア) 農業生産活動等として取り組むべき事項

1) 耕作放棄の防止等の活動

耕作放棄の防止等の活動においては、「鳥獣被害防止対策」が 405 協定(81.3%)と最も多く、次いで「賃借権設定・農作業の委託」304 協定(61.0%)、「農地の法面管理」277 協定(55.6%)と続く。

「鳥獣被害防止対策」、「賃借権設定・農作業の委託」は、近畿、都府県と比較して実施割合が高くなっている。

農業生産活動等として取り組むべき事項の内訳

都道府県	集落協定総数	耕作放棄の防止等の活動											水路・農道等の管理活動			
		賃借権設定・農作業の委託	既耕作放棄地の復旧	既耕作放棄地の林地化	既耕作放棄地の保全管理	農地の法面管理	鳥獣被害防止対策	限界的農地の林地化	簡易な基盤整備	土地改良事業	自然災害を受けている農用地の復旧	地目変換	その他	水路の管理	農道の管理	その他の施設の管理
京都府	498	304 (61.0%)	9 (1.8%)	-	38 (7.6%)	277 (55.6%)	405 (81.3%)	1 (0.2%)	67 (13.5%)	9 (1.8%)	22 (4.4%)	6 (1.2%)	18 (3.6%)	484 (97.2%)	494 (99.2%)	79 (15.9%)
滋賀県	100	28 (28.0%)	- (0.0%)	-	5 (5.0%)	60 (60.0%)	66 (66.0%)	2 (2.0%)	8 (8.0%)	4 (4.0%)	- (0.0%)	- (0.0%)	2 (2.0%)	97 (97.0%)	93 (93.0%)	14 (14.0%)
大阪府	2	-	-	-	-	2 (100.0%)	-	-	-	-	-	-	1 (50.0%)	2 (100%)	2 (100%)	-
兵庫県	589	292 (49.6%)	9 (1.5%)	-	18 (3.1%)	453 (76.9%)	385 (65.4%)	5 (0.8%)	67 (11.4%)	6 (1.0%)	11 (1.9%)	-	16 (2.7%)	580 (98.5%)	583 (99.0%)	45 (7.6%)
奈良県	385	115 (29.9%)	1 (0.3%)	-	17 (4.4%)	227 (59.0%)	128 (33.2%)	-	26 (6.8%)	-	-	1 (0.3%)	-	353 (91.7%)	377 (97.9%)	8 (2.1%)
和歌山県	656	201 (30.6%)	1 (0.2%)	-	4 (0.6%)	493 (75.2%)	211 (32.2%)	1 (0.2%)	150 (22.9%)	1 (0.2%)	-	1 (0.2%)	13 (2.0%)	580 (88.4%)	634 (96.6%)	53 (8.1%)
近畿	2,230	940 (42.2%)	20 (0.9%)	-	82 (3.7%)	1,512 (67.8%)	1,195 (53.6%)	9 (0.4%)	318 (14.3%)	20 (0.9%)	33 (1.5%)	8 (0.4%)	50 (2.2%)	2,096 (94.0%)	2,183 (97.9%)	199 (8.9%)
都府県	27,667	12,363 (44.7%)	268 (1.0%)	5 (0.0%)	1,147 (4.1%)	21,285 (76.9%)	10,989 (39.7%)	116 (0.4%)	3,542 (12.8%)	341 (1.2%)	269 (1.0%)	101 (0.4%)	889 (3.2%)	26,566 (96.0%)	27,456 (99.2%)	1,577 (5.7%)
東北	4,561	2,043 (44.8%)	71 (1.6%)	-	186 (4.1%)	3,940 (86.4%)	228 (5.0%)	17 (0.4%)	668 (14.6%)	29 (0.6%)	10 (0.2%)	11 (0.2%)	251 (5.5%)	4,424 (97.0%)	4,525 (99.2%)	143 (3.1%)
関東	2,983	1,287 (43.1%)	28 (0.9%)	1 (0.0%)	169 (5.7%)	2,387 (80.0%)	1,037 (34.8%)	4 (0.1%)	329 (11.0%)	38 (1.3%)	14 (0.5%)	12 (0.4%)	66 (2.2%)	2,780 (93.2%)	2,964 (99.4%)	102 (3.4%)
北陸	2,035	1,080 (53.1%)	24 (1.2%)	-	207 (10.2%)	1,621 (79.7%)	315 (15.5%)	15 (0.7%)	336 (16.5%)	49 (2.4%)	87 (4.3%)	17 (0.8%)	49 (2.4%)	2,027 (99.6%)	2,019 (99.2%)	111 (5.5%)
東海	1,394	732 (52.5%)	10 (0.7%)	-	77 (5.5%)	1,090 (78.2%)	828 (59.4%)	1 (0.1%)	226 (16.2%)	14 (1.0%)	18 (1.3%)	6 (0.4%)	44 (3.2%)	1,380 (99.0%)	1,391 (99.8%)	55 (3.9%)
中国四国	8,754	4,102 (46.9%)	81 (0.9%)	1 (0.0%)	258 (2.9%)	6,396 (73.1%)	5,135 (58.7%)	32 (0.4%)	889 (10.2%)	106 (1.2%)	75 (0.9%)	36 (0.4%)	229 (2.6%)	8,542 (97.6%)	8,699 (99.4%)	696 (8.0%)
九州	5,701	2,173 (38.1%)	34 (0.6%)	3 (0.1%)	168 (2.9%)	4,335 (76.0%)	2,248 (39.4%)	38 (0.7%)	775 (13.6%)	84 (1.5%)	32 (0.6%)	11 (0.2%)	200 (3.5%)	5,309 (93.1%)	5,666 (99.4%)	271 (4.8%)

1)複数の項目を活動内容として位置づけているので計は一致しない

2)賃借権設定・農作業の委託は、賃借権設定・農作業の委託の促進のための取組を内容とする協定の数である。



〔写真：獣害防止柵の設置活動〕
（京都市右京区 沢尻集落協定）



〔写真：共同機械による作業受託〕
（福知山市三和町 川合地域農場づくり協議会集落協定）

2) 多面的機能を増進する活動

多面的機能を増進する活動では、「周辺林地の下草刈り」が 388 協定(77.9%)と最も多く、次いで「景観作物の作付け」169 協定(33.9%)、「堆きゅう肥の施肥」66 協定(13.3%)と続く。

多面的機能を増進する活動の内訳

都道府県	集落協定総数	国土保全機能高める取組		保建木養育機能高める取組				自然生態系の保全に資する取組							その他活動	
		周辺林地の下草刈	土壌流出に配慮した営農	棚田オーナー制度	市民農園等の開設運営	体験民宿(グリーンツーリズム)	景観作物の作付け	魚類昆虫類の保護	鳥類の餌場の確保	粗放的畜産	堆きゅう肥の施肥	持許作物の利用	合鴨鯉の利用	輪作の徹底		緑巴作物の作付け
京都府	498	388 (77.9%)	6 (1.2%)	14 (2.8%)	14 (2.8%)	7 (1.4%)	169 (33.9%)	15 (3.0%)	8 (1.6%)	3 (0.6%)	66 (13.3%)	9 (1.8%)	12 (2.4%)	9 (1.8%)	14 (2.8%)	9 (1.8%)
滋賀県	100	65 (65.0%)	2 (2.0%)	4 (4.0%)	2 (2.0%)	- (0.0%)	36 (36.0%)	2 (2.0%)	3 (3.0%)	2 (2.0%)	- (0.0%)	- (0.0%)	- (0.0%)	- (0.0%)	2 (2.0%)	7 (7.0%)
大阪府	2	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
兵庫県	589	440 (74.7%)	17 (2.9%)	21 (3.6%)	11 (1.9%)	8 (1.4%)	253 (43.0%)	19 (3.2%)	8 (1.4%)	14 (2.4%)	207 (35.1%)	-	2 (0.3%)	-	7 (1.2%)	30 (5.1%)
奈良県	385	326 (84.7%)	12 (3.1%)	3 (0.8%)	4 (1.0%)	-	80 (20.8%)	5 (1.3%)	1 (0.3%)	-	7 (1.8%)	-	2 (0.5%)	-	-	9 (2.3%)
和歌山県	656	512 (78.0%)	67 (10.2%)	3 (0.5%)	8 (1.2%)	5 (0.8%)	109 (16.6%)	15 (2.3%)	-	1 (0.2%)	36 (5.5%)	1 (0.2%)	3 (0.5%)	-	3 (0.5%)	105 (16.0%)
近畿	2,230	1,731 (77.6%)	104 (4.7%)	45 (2.0%)	41 (1.8%)	20 (0.9%)	647 (29.0%)	56 (2.5%)	20 (0.9%)	20 (0.9%)	316 (14.2%)	10 (0.4%)	19 (0.9%)	9 (0.4%)	26 (1.2%)	160 (7.2%)
都府県	27,667	18,940 (68.5%)	1,553 (5.6%)	306 (1.1%)	408 (1.5%)	417 (1.5%)	11,008 (39.8%)	1,257 (4.5%)	619 (2.2%)	334 (1.2%)	4,743 (17.1%)	135 (0.5%)	223 (0.8%)	166 (0.6%)	557 (2.0%)	1,661 (6.0%)
東北	4,561	3,310 (72.6%)	158 (3.5%)	21 (0.5%)	30 (0.7%)	109 (2.4%)	1,687 (37.0%)	294 (6.4%)	84 (1.8%)	53 (1.2%)	757 (16.6%)	4 (0.1%)	12 (0.3%)	4 (0.1%)	33 (0.7%)	337 (7.4%)
関東	2,983	1,764 (59.1%)	347 (11.6%)	37 (1.2%)	48 (1.6%)	47 (1.6%)	1,330 (44.6%)	205 (6.9%)	35 (1.2%)	10 (0.3%)	292 (9.8%)	18 (0.6%)	30 (1.0%)	30 (1.0%)	66 (2.2%)	173 (5.8%)
北陸	2,035	1,316 (64.7%)	123 (6.0%)	57 (2.8%)	36 (1.8%)	66 (3.2%)	763 (37.5%)	120 (5.9%)	232 (11.4%)	2 (0.1%)	127 (6.2%)	-	14 (0.7%)	3 (0.1%)	15 (0.7%)	119 (5.8%)
東海	1,394	999 (71.7%)	59 (4.2%)	15 (1.1%)	27 (1.9%)	4 (0.3%)	496 (35.6%)	100 (7.2%)	41 (2.9%)	4 (0.3%)	115 (8.2%)	5 (0.4%)	13 (0.9%)	6 (0.4%)	16 (1.1%)	171 (12.3%)
中国四国	8,754	6,467 (73.9%)	363 (4.1%)	76 (0.9%)	111 (1.3%)	58 (0.7%)	3,378 (38.6%)	287 (3.3%)	124 (1.4%)	121 (1.4%)	1,724 (19.7%)	34 (0.4%)	100 (1.1%)	49 (0.6%)	205 (2.3%)	423 (4.8%)
九州	5,701	3,350 (58.8%)	398 (7.0%)	55 (1.0%)	115 (2.0%)	113 (2.0%)	2,699 (47.3%)	194 (3.4%)	83 (1.5%)	124 (2.2%)	1,408 (24.7%)	63 (1.1%)	35 (0.6%)	63 (1.1%)	194 (3.4%)	278 (4.9%)



〔写真：周辺林地の下草刈り作業〕
(京丹後市久美浜町 佐野甲区集落協定)



〔写真：景観作物の作付け〕
(京都市左京区 久多集落協定)

3) 集落マスタープランの内容

集落マスタープランに位置づけている内容は、「集落を基礎とした営農組織の構築・充実」が 309 協定(62.0%)と最も多く、近畿、都府県と比較して高い割合となっている。

次いで「核となる集積対象者の育成及び当該集積対象者への農用地の集積」が 172 協定(34.5%)と続く。

集落マスタープランの内容

都道府県	集落協定総数	集積対象者を核とした農業生産活動等の体制整備		集落ぐるみの農業生産活動等の体制整備			地域の実情に即した持続的な農業生産活動等の体制整備			その他
		核となる集積対象者の育成及び当該集積対象者への農用地の集積	集積対象者と集落内の他の高齢農家等との有機的連携	集落を基礎とした営農組織の構築・充実	特定農業法人化	定年帰農者等を活かした継続的な営農体制整備	活力がある周辺集落との連携	NPO法人や地域外の集積対象者との連携	棚田等の農村景観を活用したグリーン・ツーリズムの推進等	
京都府	498	172 (34.5%)	34 (6.8%)	309 (62.0%)	10 (2.0%)	63 (12.7%)	34 (6.8%)	12 (2.4%)	8 (1.6%)	135 (27.1%)
滋賀県	100	46 (46.0%)	8 (8.0%)	48 (48.0%)	15 (15.0%)	4 (4.0%)	2 (2.0%)	1 (1.0%)	7 (7.0%)	16 (16.0%)
大阪府	2	-	-	-	-	-	-	-	-	2 (100%)
兵庫県	589	157 (26.7%)	160 (27.2%)	258 (43.8%)	1 (0.2%)	55 (9.3%)	8 (1.4%)	5 (0.8%)	37 (6.3%)	204 (34.6%)
奈良県	385	70 (18.2%)	26 (6.8%)	229 (59.5%)	2 (0.5%)	46 (11.9%)	24 (6.2%)	2 (0.5%)	3 (0.8%)	49 (12.7%)
和歌山県	656	139 (21.2%)	49 (7.5%)	171 (26.1%)	-	180 (27.4%)	101 (15.4%)	2 (0.3%)	15 (2.3%)	257 (39.2%)
近畿	2,230	584 (26.2%)	277 (12.4%)	1015 (45.5%)	28 (1.3%)	348 (15.6%)	169 (7.6%)	22 (1.0%)	70 (3.1%)	663 (29.7%)
都府県	27,667	8,458 (30.6%)	2,684 (9.7%)	11,554 (41.8%)	297 (1.1%)	2,269 (8.2%)	2,749 (9.9%)	621 (2.2%)	827 (3.0%)	7,002 (25.3%)
東北	4,561	1,912 (41.9%)	392 (8.6%)	1,751 (38.4%)	33 (0.7%)	93 (2.0%)	476 (10.4%)	75 (1.6%)	183 (4.0%)	1,040 (22.8%)
関東	2,983	781 (26.2%)	378 (12.7%)	853 (28.6%)	12 (0.4%)	353 (11.8%)	201 (6.7%)	31 (1.0%)	114 (3.8%)	1,122 (37.6%)
北陸	2,035	717 (35.2%)	133 (6.5%)	933 (45.8%)	55 (2.7%)	182 (8.9%)	145 (7.1%)	55 (2.7%)	100 (4.9%)	460 (22.6%)
東海	1,394	429 (30.8%)	151 (10.8%)	515 (36.9%)	12 (0.9%)	374 (26.8%)	97 (7.0%)	14 (1.0%)	15 (1.1%)	444 (31.9%)
中国四国	8,754	2,395 (27.4%)	740 (8.5%)	4,073 (46.5%)	119 (1.4%)	703 (8.0%)	1,109 (12.7%)	343 (3.9%)	172 (2.0%)	1,734 (19.8%)
九州	5,701	1,636 (28.7%)	613 (10.8%)	2,413 (42.3%)	35 (0.6%)	216 (3.8%)	552 (9.7%)	81 (1.4%)	169 (3.0%)	1,537 (27.0%)

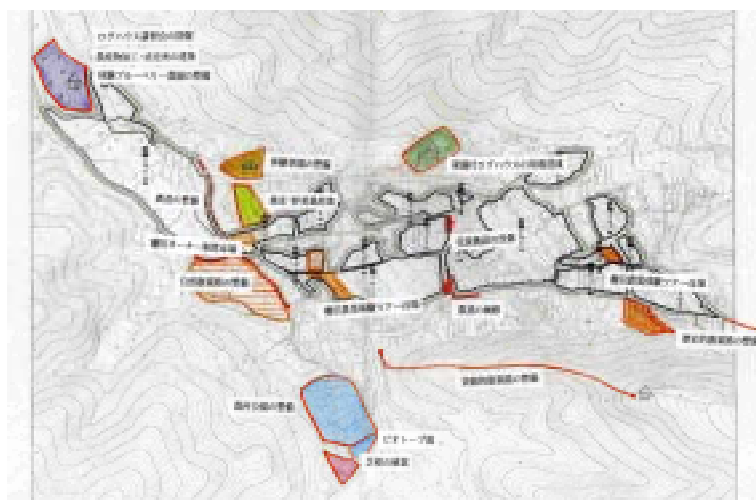
(イ) 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項

1) 農用地等保全マップの内容

農用地等保全マップの内容をみると「鳥獣被害防止対策」が 185 協定(37.1%)と最も多く、次いで「農地法面、水路・農道等補修・改良」176 協定(35.3%)と続く。

農用地等保全マップの内容

都道府県	協定数	農用地等保全マップの内容				
		作成内容				
		農地法面、水路・ 農道等補修・改良	鳥獣被害防止対策	既耕作放棄地 復旧又は林地化	農作業共同化 又は受委託等	その他将来に向けた 適正な農用地保全
京都府	498	176 (35.3%)	185 (37.1%)	1 (0.2%)	26 (5.2%)	14 (2.8%)
滋賀県	100	26 (26.0%)	32 (32.0%)	- (0.0%)	3 (3.0%)	1 (1.0%)
大阪府	2	-	-	-	-	-
兵庫県	589	167 (28.4%)	126 (21.4%)	3 (0.5%)	58 (9.8%)	18 (3.1%)
奈良県	385	120 (31.2%)	63 (16.4%)	1 (0.3%)	10 (2.6%)	5 (1.3%)
和歌山県	656	146 (22.3%)	71 (10.8%)	1 (0.2%)	1 (0.2%)	12 (1.8%)
近畿	2,230	635 (28.5%)	477 (21.4%)	6 (0.3%)	98 (4.4%)	50 (2.2%)
都府県	27,667	10,312 (37.3%)	5,408 (19.5%)	197 (0.7%)	2,964 (10.7%)	684 (2.5%)
東北	4,561	2,398 (52.6%)	152 (3.3%)	42 (0.9%)	616 (13.5%)	105 (2.3%)
関東	2,983	923 (30.9%)	398 (13.3%)	24 (0.8%)	181 (6.1%)	55 (1.8%)
北陸	2,035	1,175 (57.7%)	197 (9.7%)	22 (1.1%)	216 (10.6%)	53 (2.6%)
東海	1,394	425 (30.5%)	299 (21.4%)	10 (0.7%)	115 (8.2%)	27 (1.9%)
中国四国	8,754	2,521 (28.8%)	2,636 (30.1%)	60 (0.7%)	1,097 (12.5%)	160 (1.8%)
九州	5,701	2,229 (39.1%)	1,247 (21.9%)	33 (0.6%)	641 (11.2%)	233 (4.1%)



〔写真：農用地等保全マップ〕
(福知山市大江町 毛原集落協定)

2) 地域の実情に即した農業生産活動等の継続に向けた活動

新対策の特徴である、農業生産活動等の継続に向けた活動に取り組む 259 協定の内容をみると、A要件を選択した協定が 249 協定(96%)、B要件を選択した協定が 14 協定(4%)あった。(重複採用協定があり、合計は一致しない)

A要件の中で、最も多く選択されている活動項目は「機械・農作業の共同化」の 190 協定(76.3%)であり、次いで、「多面的機能の持続的発揮に向けた非農家・他集落等との連携」105 協定(42.2%)、「新規就農者の確保」73 協定(29.3%)と続く。また、B要件では「集落を基礎とした営農組織の育成」が 13 協定となっている。

農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項の内訳

都道府県	体制整備単価 選択協定数	A要件											B要件			
		A要件 選択 協定数	生産性・収益の向上			担手育成				多面的機能の発揮				B要件 選択 協定数	集落 基礎と した営 農組織 の育成	担手 集積化
			機械 農作業 の共同化	高付 加価値型 農業 の実践	地場 産物等 の加工・ 販売	新規 就農者 の確保	認定 農業者 の育成	担手 への 集積	担手 への 農作業 の委託	保健全 養機能 を活か した都 市住民 等との 交流	自然生 態系の 保全に 関する 学校教育 等との 連携	多面的 機能の 持続的 発揮に 向けた 非農家・ 他集落 等との 連携				
京都府	259	249	190 (76.3%)	14 (5.6%)	22 (8.8%)	73 (29.3%)	34 (13.7%)	25 (10.0%)	52 (20.9%)	11 (4.4%)	30 (12.0%)	105 (42.2%)	14	13 (92.9%)	1 (7.1%)	
滋賀県	41	30	11 (36.7%)	11 (36.7%)	5 (16.7%)	4 (13.3%)	9 (30.0%)	1 (3.3%)	7 (23.3%)	1 (3.3%)	4 (13.3%)	16 (53.3%)	13	12 (92.3%)	1 (7.7%)	
大阪府	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
兵庫県	208	182	143 (78.6%)	23 (12.6%)	22 (12.1%)	16 (8.8%)	27 (14.8%)	15 (8.2%)	87 (47.8%)	26 (14.3%)	12 (6.6%)	86 (47.3%)	43	37 (86.0%)	6 (14.0%)	
奈良県	153	153	123 (80.4%)	9 (5.9%)	4 (2.6%)	26 (17.0%)	81 (52.9%)	6 (3.9%)	15 (9.8%)	7 (4.6%)	20 (13.1%)	29 (19.0%)	3	3 (100.0%)	-	
和歌山県	176	174	22 (12.6%)	76 (43.7%)	56 (32.2%)	20 (11.5%)	143 (82.2%)	1 (0.6%)	1 (0.6%)	8 (4.6%)	19 (10.9%)	28 (16.1%)	2	2 (100.0%)	-	
近畿	837	788	489 (62.1%)	133 (16.9%)	109 (13.8%)	139 (17.6%)	294 (37.3%)	48 (6.1%)	162 (20.6%)	53 (6.7%)	85 (10.8%)	264 (33.5%)	75	67 (89.3%)	8 (10.7%)	
都府県	12,691	11,590	7,046 (60.8%)	1,937 (16.7%)	1,509 (13.0%)	1,295 (11.2%)	3,615 (31.2%)	1,028 (8.9%)	3,097 (26.7%)	506 (4.4%)	1,382 (11.9%)	6,224 (53.7%)	1,387	826 (59.6%)	573 (41.3%)	
東北	2,467	2,371	1,354 (57.1%)	565 (23.8%)	277 (11.7%)	128 (5.4%)	887 (37.4%)	205 (8.6%)	670 (28.3%)	60 (2.5%)	280 (11.8%)	1,235 (52.1%)	140	76 (54.3%)	67 (47.9%)	
関東	1,115	1,091	512 (46.9%)	261 (23.9%)	157 (14.4%)	213 (19.5%)	331 (30.3%)	76 (7.0%)	272 (24.9%)	92 (8.4%)	225 (20.6%)	445 (40.8%)	36	16 (44.4%)	21 (58.3%)	
北陸	1,242	996	774 (77.7%)	115 (11.5%)	104 (10.4%)	120 (12.0%)	294 (29.5%)	143 (14.4%)	191 (19.2%)	50 (5.0%)	110 (11.0%)	508 (51.0%)	290	172 (59.3%)	118 (40.7%)	
東海	499	429	182 (42.4%)	107 (24.9%)	82 (19.1%)	50 (11.7%)	38 (8.9%)	70 (16.3%)	222 (51.7%)	10 (2.3%)	56 (13.1%)	234 (54.5%)	83	46 (55.4%)	38 (45.8%)	
中国四国	3,866	3,366	2,062 (61.3%)	497 (14.8%)	538 (16.0%)	371 (11.0%)	759 (22.5%)	296 (8.8%)	781 (23.2%)	116 (3.4%)	303 (9.0%)	2,175 (64.6%)	582	328 (56.4%)	257 (44.2%)	
九州	2,657	2,541	1,670 (65.7%)	258 (10.2%)	242 (9.5%)	271 (10.7%)	1,007 (39.6%)	190 (7.5%)	799 (31.4%)	124 (4.9%)	321 (12.6%)	1,362 (53.6%)	181	121 (66.9%)	64 (35.4%)	

ウ 交付金の配分割合

年間の交付金の使途状況を調査した結果、共同取組活動への交付金の配分割合は74.5%となっており、全国的にも神奈川県に次いで第2位の高い割合である。

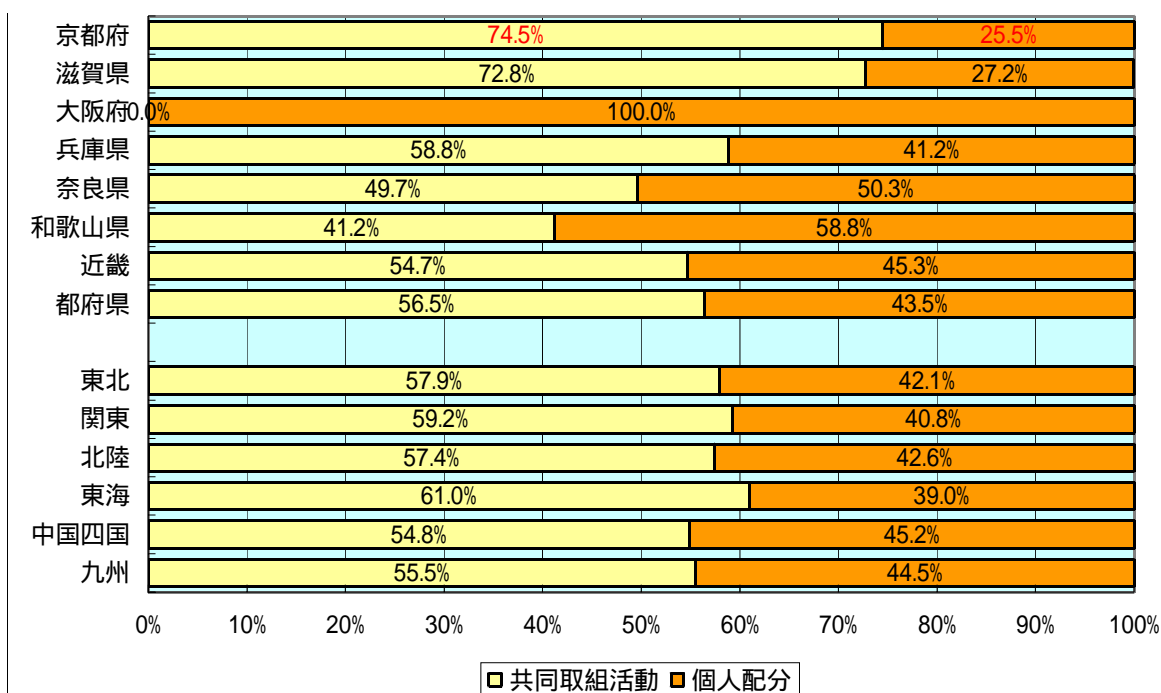
これは、近畿、都府県平均を大きく上回り、京都府の大きな特徴である。

各協定においては、様々な共同取組活動が進められていることを示すものである。

集落協定における交付金の配分割合

都道府県	平成18年度		(参考)平成17年度	
	共同取組活動	個人配分	共同取組活動	個人配分
京都府	74.5%	25.5%	73.5%	26.5%
滋賀県	72.8%	27.2%	71.0%	29.0%
大阪府	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%
兵庫県	58.8%	41.2%	57.5%	42.5%
奈良県	49.7%	50.3%	49.8%	50.2%
和歌山県	41.2%	58.8%	43.5%	56.5%
近畿	54.7%	45.3%	54.6%	45.4%
都府県	56.5%	43.5%	56.1%	43.9%
東北	57.9%	42.1%	57.6%	42.4%
関東	59.2%	40.8%	58.5%	41.5%
北陸	57.4%	42.6%	57.5%	42.5%
東海	61.0%	39.0%	61.5%	38.5%
中国四国	54.8%	45.2%	54.4%	45.6%
九州	55.5%	44.5%	54.7%	45.3%

交付金の配分割合



(ア) 共同取組活動の交付金の使途

共同取組活動の交付金の使途状況は、支出項目では、「農道・水路管理費」が 307 協定(全協定の 61.6%)と最も多く、「役員報酬」が 304 協定(全協定の 61.0%)と続く。

交付金総額に占める支出額の割合は、「農道・水路管理費」が 17.5%と最も高く、「鳥獣被害防止対策」が 12.8%と続く。

都府県と比較しても「鳥獣被害防止対策」に支出した割合が高い。

また、機械購入・施設整備・災害復旧・イベント開催などに備えた「積立・繰越」は 355 協定が実施しており、支出割合は 36.1%となっている。

共同取組活動の交付金の使途（内訳）

		集落協 定総数	役員 報酬	研修会 等費	農道・ 水路 管理費	農地 管理費	鳥獣被 害防止 対策費	共同利 用機械 購入等 費	共同利 用施設 整備等 費	多面的 機能増 進種動 費	土地利 用調整 関係費	法人設 立関係 費	その他	積立・ 繰越
京都府	協定数	498	304	108	307	238	268	90	44	71	-	2	282	355
	割合		(61.0%)	(21.7%)	(61.6%)	(47.8%)	(53.8%)	(18.1%)	(8.8%)	(14.3%)	-	0.4%	(56.6%)	(71.3%)
	支出割合		(4.7%)	(1.7%)	(17.5%)	(9.8%)	(12.8%)	(6.5%)	(4.9%)	(2.5%)	-	(0.2%)	(3.3%)	(36.1%)
都府県	協定数	27,667	21,518	9,298	22,083	11,118	5,595	4,259	1,495	8,765	186	116	14,976	12,689
	割合		(77.8%)	(33.6%)	(79.8%)	(40.2%)	(20.2%)	(15.4%)	(5.4%)	(31.7%)	(0.7%)	(0.4%)	(54.1%)	(45.9%)
	支出割合		(7.6%)	(3.5%)	(28.5%)	(9.8%)	(4.5%)	(7.7%)	(2.9%)	(4.8%)	(0.2%)	(0.2%)	(8.4%)	(21.9%)

「支出割合」は、交付金交付額のうち、共同取組種別に占める使途割合である。

(イ) 共同取組活動のうち積立・繰越の内訳

共同取組活動のうち、積立・繰越の内訳を見ると「施設整備費用」が 129 協定と最も多く、「機械購入費用」が 118 協定と続く。

交付金の繰越・積立の内訳

		積立・繰越 協定数	機械購入 費用	施設整備 費用	災害時の 費用	耕作継続 費用	イベント費 用	その他
京都府	協定数	355	118	129	3	52	2	80
	割合		(33.2%)	(36.3%)	(0.8%)	(14.6%)	(0.6%)	(22.5%)
	積立等割合		(35.9%)	(40.5%)	(1.0%)	(10.3%)	(0.2%)	(12.2%)
都府県	協定数	12,689	3,460	4,602	603	579	108	4,789
	割合		(27.3%)	(36.3%)	(4.8%)	(4.6%)	(0.9%)	(37.7%)
	積立等割合		(33.1%)	(38.4%)	(2.4%)	(3.5%)	(0.4%)	(22.2%)

1 耕作継続費用とは、耕作者の突然のリタイヤ時における作業委託費等、耕作を継続していくための活動費等

2 「積立等割合」は、積立繰越総額に占める割合である。



〔写真：積み立てた交付金で共同作業場と米乾燥機を整備〕
 （宮津市 由良東部農地管理協議会集落協定）

また、共同取組活動への配分割合別集落協定数をみると、全て共同取組活動に配分している協定が 233 協定(46.8%)と最も多く、「50 %以上 75 %未満」が 209 協定(42.0%)と続く。

共同取組活動への配分割合別集落協定数

		計	共同取組活動への配分割合別集落協定数					
			0%	25%未満	25%以上 50%未満	50%以上 75%未満	75%以上 100%未満	100%
京都府	協定数 (割合)	498	1 (0.2%)	3 (0.6%)	21 (4.2%)	209 (42.0%)	31 (6.2%)	233 (46.8%)
滋賀県	協定数 (割合)	100	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (1.0%)	39 (39.0%)	9 (9.0%)	51 (51.0%)
大阪府	協定数 (割合)	2	2 (100.0%)	-	-	-	-	-
兵庫県	協定数 (割合)	589	14 (2.4%)	16 (2.7%)	93 (15.8%)	322 (54.7%)	27 (4.6%)	117 (19.9%)
奈良県	協定数 (割合)	385	42 (10.9%)	27 (7.0%)	60 (15.6%)	200 (51.9%)	11 (2.9%)	45 (11.7%)
和歌山県	協定数 (割合)	656	31 (4.7%)	86 (13.1%)	138 (21.0%)	340 (51.8%)	3 (0.5%)	58 (8.8%)
近畿	協定数 (割合)	2,230	90 (4.0%)	132 (5.9%)	313 (14.0%)	1,110 (49.8%)	81 (3.6%)	504 (22.6%)
都府県	協定数 (割合)	27,667	270 (1.0%)	742 (2.7%)	2,859 (10.3%)	19,287 (69.7%)	1,124 (4.1%)	3,385 (12.2%)
東北	協定数 (割合)	4,561	3 (0.1%)	1 (0.0%)	269 (5.9%)	3,587 (78.6%)	340 (7.5%)	361 (7.9%)
関東	協定数 (割合)	2,983	20 (0.7%)	110 (3.7%)	283 (9.5%)	1,995 (66.9%)	120 (4.0%)	455 (15.3%)
北陸	協定数 (割合)	2,035	1 (0.0%)	26 (1.3%)	259 (12.7%)	1,370 (67.3%)	92 (4.5%)	287 (14.1%)
東海	協定数 (割合)	1,394	9 (0.6%)	31 (2.2%)	86 (6.2%)	890 (63.8%)	37 (2.7%)	341 (24.5%)
中国四国	協定数 (割合)	8,754	141 (1.6%)	426 (4.9%)	1,245 (14.2%)	5,782 (66.0%)	325 (3.7%)	835 (9.5%)
九州	協定数 (割合)	5,701	6 (0.1%)	16 (0.3%)	404 (7.1%)	4,549 (79.8%)	129 (2.3%)	597 (10.5%)